

平成30年第3回沖縄県議会

(2月定例会)

乙第30号議案

訂正説明要旨

平成30年3月7日

沖 縄 県

訂正説明要旨

ただいま議題となりました乙第30号議案について、訂正の理由をご説明申し上げます。

平成30年2月14日に提出いたしました乙第30号議案「沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」については、住宅宿泊事業法第18条の規定により、県は、住宅宿泊事業を実施する区域及び期間を制限する条例を定めることができることとされておりますが、同法第68条の規定により、保健所設置市は、県に代わって当該条例を定めることができることとされております。

本議案提出後に、那覇市から、同法に基づき住宅宿泊事業を実施する区域及び期間を制限する条例を制定する予定であるとの申出があったことから、県条例において住宅宿泊事業の実施を制限する区域から那覇市の区域を除く必要があるため訂正を行うものであります。

以上、平成30年2月14日提出の乙第30号議案の訂正の理由についてご説明しました。

よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。